**第二次名護市環境基本計画策定業務その１仕様書**

**１　事業名**

第二次名護市環境基本計画策定業務その１

**２　目的**

第二次名護市環境基本計画策定業務その１（以下「本業務」という。）は、令和５年度（第２次補正予算）「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」（以下「環境省補助金」という。）を活用し、「2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロ」の達成に向け、再エネ導入目標やその実現に向けた戦略等を示す第二次名護市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の素案を作成するための業務を委託するものである。

**３　期間**

契約締結の日から令和７年１月31日まで

**４　基本的事項**

（１）　遵守事項

①　本業務は、環境省補助金を活用することから、この補助事業の主旨を理解した上で業務を遂行すること。

②　「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」、「地方公共団体における長期の脱炭素シナリオ作成方法とその実現方策に係る参考資料」、「地域脱炭素ロードマップ」、沖縄県の関連計画、本市の関連計画及び地域特性、社会動向など最新の情報を踏まえた上で業務を進めること。

（２）　契約締結後の提出書類

契約締結後直ちに以下に示す書類を提出すること。

①　業務着手届書

②　主任担当者届出書及びその経歴書

③　実施計画書（詳細工程表含む）

④　その他必要な書類

（３）　協議・打合せ

業務着手時、業務の主要な区切りで打合せを実施する。なお、受託者は、打合せ協議については、議事録を作成のうえ、市に提出し承認を受けるものとする。また、受託者は本業務の遂行にあたって、必要な関係機関との協議または協議を求められた場合は、誠意をもってこれにあたるとともに、協議内容を遅滞なく市へ報告するものとする。

**５　業務内容**

（１）　基礎情報の整理及び現状分析

①　計画策定の背景・目的等の整理

計画策定にあたって必要となる国内外の環境動向、実行計画策定の必要性と目的を整理する。

②　基礎情報の収集及び分析

計画の立案に必要となる情報（本市の自然・経済・社会に関する基礎データ、温室効果ガス排出量や再エネの導入の状況・ポテンシャル量等）の収集と分析を行う。

（２）　温室効果ガス排出量に関する推計

本市における温室効果ガスの排出量について、基準年度から最新年度まで算出するとともに、今後追加的な対策を行わない場合の将来推計を行う。なお、将来推計にあたっては、部門別（産業部門・業務部門・家庭部門・運輸部門など）に行うものとする。

（３）　地域の将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成

本市の温室効果ガスの将来推移や再生可能エネルギーの導入拡大を踏まえ、本市において温室効果ガス排出量実質ゼロを達成した社会の状態に必要な技術・施策・事業・行動変容などを明らかにした脱炭素シナリオを作成する。なお、シナリオは、長期目標（2050年）だけでなく、中期目標（2030年）も作成する。また、脱炭素シナリオが実現した社会の姿である将来ビジョンも作成する。将来ビジョンは、地域に起こり得る変化、それにより生じる課題、ゼロカーボンの実現に向けた施策による社会インフラや人々の行動の変化、それらの相乗効果による地域課題の解決等を検討し、エネルギー、廃棄物、都市計画、産業振興、交通、防災、福祉など多様な分野における具体的な将来の姿として作成する。

（４）　再エネ導入目標及び温室効果ガス排出量削減目標の設定

中期目標（2030年）、長期目標（2050年）における再エネ種別の導入目標及び温室効果ガス削減目標を設定する。なお、目標については、国の目標等を念頭に置きつつ、本市の地域特性、今後の人口推移や産業活動等の動向、国県並びに本市の施策の反映等の根拠に基づき設定する。

（５）　上記（３）、（４）を実現するために必要な施策、指標、体制の検討

本市の再エネポテンシャルを効果的に活用する施策及び役割分担や体制、目標年（2030年、2050年）に合わせた指標等について具体的に検討する。本業務終了後は、毎年度削減効果の検証を行うことから、指標の検討にあたっては、その根拠となる数値が国・県などの公表値であり、かつ年 １回以上の頻度で公表されているものを設定するよう努めること。また、根拠資料の入手方法及び算定方法を提示すること。施策の検討にあたっては、特に以下の点について重点的に検討すること。

①　市民生活・事業活動における温室効果ガス削減に資する施策

②　環境、防災、産業振興、交通などの地域課題の解決に繋がる施策

（６）　地球温暖化対策実行計画（区域施策編）素案の作成

（１）～（５）までの内容を踏まえ、第二次名護市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の本編及び概要版を素案として作成する。

（７）　打合せ協議及び庁内会議の実施・市民及び事業者との調整

以下の事項の実施、資料作成、議事要旨の作成を行うものとする。

①　打合せ協議（３回以上）

②　庁内会議（３回）

③　市民及び事業者との調整（必要に応じて）

**６　成果物**

（１）　業務報告書 ２部

（２）　第二次名護市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）素案 ２部

（３）　第二次名護市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）素案【概要版】 ２部

（４）　上記（１）から（３）までの各電子データ １式

（５）　関連資料（本業務内で収集した資料、根拠資料等） の電子データ　１式

**７　その他**

（１）　業務の遂行にあたっては、本仕様書によるほか、受託者の企画提案書の提案事項についても、実施すること。

（２）　業務報告後に発生した受託者の責めによる不備が発見された場合は、無償で、速やかに必要な措置を講ずるものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

（３）　受託者は、市が指示又は承認した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（４）　成果物その他これに類するものの著作権及び利用権は、本市に帰属するものとし受託者は著作権を行使できないものとする。

（５）　成果物等に掲載する各種の試算については、今後の改訂等を見据え、結果のみならずその前提条件、計算方法等を示すこと。また、文献その他の資料を引用した場合は、その資料名を明記すること。

（６）　受託者は、本業務の遂行において本市から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本市と協議のうえ貸与を受けること。なお、資料の貸与を受けた場合、活用後は速やかに返却すること。

（７） 市は、必要に応じて、業務の実施状況について随時調査し、受託者に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

（８） 本仕様に定めのない事項については、市と受託者が協議した上で決定する。